

建設工事請負契約（以下「原契約」という。）について、次のとおり特約する。

第 1 条 原契約頭書 6 の次に次の条項を加える。

7 住宅建設瑕疵担保責任保険 別紙のとおり

〔注〕 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）第 2 条第 4 項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は、(1)保険法人の名称、(2)保険金額、(3)保険期間についてそれぞれ記入する。  
なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合のそれぞれの建設瑕疵負担割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。

別 紙（住宅瑕疵担保責任保険）  
（住宅瑕疵担保責任任意保険）

特定住宅建設瑕疵担保責任の履行に関する特約

受注者は、この請負契約の目的物に関して、特定住宅瑕疵担保履行法に基づき、特定住宅建設瑕疵担保責任の履行を確保するため、以下のとおり住宅建設瑕疵担保責任保険の加入を行う。

（ 1 ） 保険法人の名称

---

---

（ 2 ） 保険金額

---

（ 3 ） 保険期間

---

（ 4 ） 保険の対象となる瑕疵の範囲

---

特定住宅建設瑕疵担保責任の履行に関する特約

受注者は、この請負契約の目的物に関して、特定住宅瑕疵担保履行法に基づき、特定住宅建設瑕疵担保責任の履行を確保するため、以下のとおり住宅建設瑕疵担保責任保険の供託を行う。

（ 1 ） 供託所の所在地

---

---

（ 2 ） 供託所の名称

---

（ 3 ） 建設瑕疵負担割合（共同請負の場合のみ記載）

---

---